

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について（改正案概要）

1 改正の趣旨

本市では、横浜市立学校の授業料等に関する条例（昭和 26 年 12 月横浜市条例第 77 号。以下、「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和 26 年 12 月教育委員会規則第 10 号）の定めるところにより、横浜市立高等学校の授業料、入学金及び入学選考手数料並びに横浜市立高等学校附属中学校の入学選考手数料を徴収しています。

このたび、高等学校等就学支援金の認定申請をしている場合の授業料徴収についての規定の整理及び授業料等を還付できる「やむを得ない理由」を規定するため、規則を改正します。

2 改正概要

(1) 高等学校等就学支援金に係る取扱い（第 2 条）

授業料は、その年額に 4 分の 1 を乗じて得た額を 9 月及び 11 月並びに翌年 1 月及び 3 月の 10 日までに徴収すると第 2 条第 1 項で規定していますが、国の高等学校等就学支援金の認定を受けた場合は、これを授業料に充当することができ、授業料を納付する必要がなくなります。

高等学校等就学支援金に係る取扱いについては、これまで規則で細かな規定を設けていませんでしたが、納期限等についての取扱いを明確化するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）の規定に基づいて認定申請をしている場合は、第 1 項の規定を適用しないことを規定します。また、就学支援金の支給がされない場合には、就学支援金の支給がされないことが判明した日から 30 日以内に期限を付して当該授業料の請求をすることにより徴収することを規定します。

(2) 授業料等の還付理由（第 3 条の 2：新設）

令和 5 年度に改正された条例第 4 条但し書に規定する「やむを得ない理由」について、過納又は誤納の授業料等があることが判明したとき及びこのほか教育長が特に必要と認めるときと規定します。

3 施行予定日

令和 6 年 1 月 5 日